協　定　書

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

前　　橋　　市

群馬県行政書士会前橋支部

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、群馬県行政書士会前橋支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための行政書士業務等（以下「行政書士業務等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、前橋市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、行政書士業務等を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が前橋市災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために行政書士業務等の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務等の範囲）

第３条　甲の要請により、乙及び乙の会員が行なう行政書士業務等は、次の各号に掲げる業務とする。

（１）各種申請書類等の作成及び代理提出等（行政書士法第１条の２及び同法第１条の３の業務）

（２）被災者支援相談窓口の開設

（３）り災証明書等の各種申請受付のための甲への会員派遣

（４）その他甲が必要と認める事項

（要請の手続き等）

第４条　第２条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

（費用負担）
第６条　第３条の行政書士業務等において必要となる人件費等の費用は乙が負担する。

（相談者の負担）
第７条　第３条第１項第１号及び第２号の行政書士業務等は無料とし、相談者（被災者）は負担を負わない。

（報告）
第８条　乙は、実施した行政書士業務等の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面で報告をするものとする。

（災害補償）
第９条　甲の要請による行政書士業務を行なう際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を行わない。

（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年２月３日

群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号
甲　前橋市
代表者　市　長　山本龍　群馬県前橋市長之印

前橋市龍蔵寺町２５３番地４
乙　群馬県行政書士会前橋支部
代表者　支部長　古田島俊寛　群馬県行政書士会前橋支部之印